

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第112号 川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

資料1 議案第112号 川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正
する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和4年8月31日

健康福祉局

議案第 1 1 2 号 川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について

衛生に関する試験検査に係る手数料の額を改定するため改正するもの

1 改正内容

衛生に関する試験検査に係る手数料の改定

(1) ウイルス（1単位につき）

8,000円～ 16,000円 → 8,140円～ 16,290円

(2) 衛生動物（1単位につき）

2,500円～ 6,000円 → 2,540円～ 6,110円

(3) 環境衛生等（1単位につき）

900円～ 23,000円 → 910円～ 23,420円

(4) 家庭用品（1単位につき）

1,000円～ 10,000円 → 1,010円～ 10,180円

(5) 食品等（1単位につき）

800円～ 150,000円 → 810円～ 152,770円

(6) 水質（1単位につき）

700円～ 16,000円 → 710円～ 16,290円

(7) 放射性核種（1単位につき）

10,000円～ 43,000円 → 10,180円～ 43,790円

(8) 医薬品等（1単位につき）

1,000円～ 13,000円 → 1,010円～ 13,240円

2 施行期日

令和5年4月1日から施行

川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市衛生試験検査手数料条例 昭和27年1月9日条例第2号 別表（第2条関係）		○川崎市衛生試験検査手数料条例 昭和27年1月9日条例第2号 別表（第2条関係）	
種別	金額	種別	金額
1 ウイルス		1 ウイルス	
(1) 簡易なもの	1 件につき <u>8,140円</u>	(1) 簡易なもの	1 件につき <u>8,000円</u>
(2) 複雑なもの	1 件につき <u>13,240円</u>	(2) 複雑なもの	1 件につき <u>13,000円</u>
(3) 特に複雑なもの	1 件につき <u>16,290円</u>	(3) 特に複雑なもの	1 件につき <u>16,000円</u>
2 衛生動物		2 衛生動物	
(1) 簡易なもの	1 件につき <u>2,540円</u>	(1) 簡易なもの	1 件につき <u>2,500円</u>
(2) 複雑なもの	1 件につき <u>6,110円</u>	(2) 複雑なもの	1 件につき <u>6,000円</u>
3 環境衛生等		3 環境衛生等	
(1) 落下細菌	1 件につき <u>910円</u>	(1) 落下細菌	1 件につき <u>900円</u>
(2) 建築物内の環境	測定点5箇所まで <u>23,420円</u> とし、 測定点が1箇所増すごとに <u>4,680円</u> を加える。	(2) 建築物内の環境	測定点5箇所まで <u>23,000円</u> とし、 測定点が1箇所増すごとに <u>4,600円</u> を加える。
(3) 特殊環境		(3) 特殊環境	
ア 複雑なもの	1 成分につき <u>5,090円</u>	ア 複雑なもの	1 成分につき <u>5,000円</u>
イ 特に複雑なもの	1 成分につき <u>10,180円</u>	イ 特に複雑なもの	1 成分につき <u>10,000円</u>
ウ 特殊なもの	1 成分につき <u>23,420円</u>	ウ 特殊なもの	1 成分につき <u>23,000円</u>
4 家庭用品		4 家庭用品	
(1) 定性分析	1 成分につき <u>1,010円</u>	(1) 定性分析	1 成分につき <u>1,000円</u>
(2) 定量分析		(2) 定量分析	
ア 複雑なもの	1 成分につき <u>3,050円</u>	ア 複雑なもの	1 成分につき <u>3,000円</u>
イ 特に複雑なもの	1 成分につき <u>7,120円</u>	イ 特に複雑なもの	1 成分につき <u>7,000円</u>
ウ 特殊なもの	1 成分につき <u>10,180円</u>	ウ 特殊なもの	1 成分につき <u>10,000円</u>

改正後			改正前		
(3) 容器耐圧	1 検体につき	<u>2,540円</u>	(3) 容器耐圧	1 検体につき	<u>2,500円</u>
5 食品等			5 食品等		
(1) 定性分析			(1) 定性分析		
ア 簡易なもの	1 成分につき	<u>810円</u>	ア 簡易なもの	1 成分につき	<u>800円</u>
イ 複雑なもの	1 成分につき	<u>2,030円</u>	イ 複雑なもの	1 成分につき	<u>2,000円</u>
ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>5,090円</u>	ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>5,000円</u>
エ 特殊なもの	1 成分につき	<u>10,180円</u>	エ 特殊なもの	1 成分につき	<u>10,000円</u>
オ 極めて特殊なもの	1 成分につき	<u>30,550円</u>	オ 極めて特殊なもの	1 成分につき	<u>30,000円</u>
(2) 定量分析			(2) 定量分析		
ア 簡易なもの	1 成分につき	<u>1,520円</u>	ア 簡易なもの	1 成分につき	<u>1,500円</u>
イ 複雑なもの	1 成分につき	<u>5,090円</u>	イ 複雑なもの	1 成分につき	<u>5,000円</u>
ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>7,630円</u>	ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>7,500円</u>
エ 特殊なもの	1 成分につき	<u>10,180円</u>	エ 特殊なもの	1 成分につき	<u>10,000円</u>
オ 極めて特殊なもの	1 成分につき	<u>20,370円</u>	オ 極めて特殊なもの	1 成分につき	<u>20,000円</u>
(3) 細菌			(3) 細菌		
ア 簡易なもの	1 検体につき	<u>2,540円</u>	ア 簡易なもの	1 検体につき	<u>2,500円</u>
イ 複雑なもの	1 菌種につき	<u>2,030円</u>	イ 複雑なもの	1 菌種につき	<u>2,000円</u>
ウ 特に複雑なもの	1 菌種につき	<u>2,540円</u>	ウ 特に複雑なもの	1 菌種につき	<u>2,500円</u>
エ 特殊なもの	1 検体につき	<u>16,290円</u>	エ 特殊なもの	1 検体につき	<u>16,000円</u>
(4) 残留農薬等	5 成分まで	<u>50,920円</u>	(4) 残留農薬等	5 成分まで	<u>50,000円</u>
	6 成分から20成分まで	<u>101,850円</u>		6 成分から20成分まで	<u>100,000円</u>
	21成分から50成分まで	<u>152,770円</u>		21成分から50成分まで	<u>150,000円</u>
(5) 有害性物質			(5) 有害性物質		
ア 複雑なもの	1 成分につき	<u>25,460円</u>	ア 複雑なもの	1 成分につき	<u>25,000円</u>
イ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>33,610円</u>	イ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>33,000円</u>
(6) 特定原材料			(6) 特定原材料		

改正後			改正前		
ア 定性分析			ア 定性分析		
(ア) 複雑なもの	1 品目につき	<u>36,660円</u>	(ア) 複雑なもの	1 品目につき	<u>36,000円</u>
(イ) 特に複雑なもの	1 品目につき	<u>58,050円</u>	(イ) 特に複雑なもの	1 品目につき	<u>57,000円</u>
イ 定量分析	1 品目につき	<u>80,460円</u>	イ 定量分析	1 品目につき	<u>79,000円</u>
(7) 組換え遺伝子			(7) 組換え遺伝子		
ア 定性分析	1 系統につき	<u>35,640円</u>	ア 定性分析	1 系統につき	<u>35,000円</u>
イ 定量分析	1 系統につき	<u>40,740円</u>	イ 定量分析	1 系統につき	<u>40,000円</u>
6 水質			6 水質		
(1) 定性分析			(1) 定性分析		
ア 簡易なもの	1 成分につき	<u>710円</u>	ア 簡易なもの	1 成分につき	<u>700円</u>
イ 複雑なもの	1 成分につき	<u>1,520円</u>	イ 複雑なもの	1 成分につき	<u>1,500円</u>
(2) 定量分析			(2) 定量分析		
ア 簡易なもの	1 成分につき	<u>1,520円</u>	ア 簡易なもの	1 成分につき	<u>1,500円</u>
イ 複雑なもの	1 成分につき	<u>2,540円</u>	イ 複雑なもの	1 成分につき	<u>2,500円</u>
ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>5,090円</u>	ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>5,000円</u>
エ 特殊なもの	1 成分につき	<u>10,180円</u>	エ 特殊なもの	1 成分につき	<u>10,000円</u>
(3) 飲料水			(3) 飲料水		
ア 定性分析			ア 定性分析		
(ア) 簡易なもの	1 成分につき	<u>710円</u>	(ア) 簡易なもの	1 成分につき	<u>700円</u>
(イ) 複雑なもの	1 成分につき	<u>1,520円</u>	(イ) 複雑なもの	1 成分につき	<u>1,500円</u>
イ 定量分析			イ 定量分析		
(ア) 簡易なもの	1 成分につき	<u>1,010円</u>	(ア) 簡易なもの	1 成分につき	<u>1,000円</u>
(イ) 複雑なもの	1 成分につき	<u>2,030円</u>	(イ) 複雑なもの	1 成分につき	<u>2,000円</u>
(ウ) 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>4,070円</u>	(ウ) 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>4,000円</u>
(エ) 特殊なもの	1 成分につき	<u>8,140円</u>	(エ) 特殊なもの	1 成分につき	<u>8,000円</u>
(オ) 極めて特殊なもの	1 成分につき	<u>16,290円</u>	(オ) 極めて特殊なもの	1 成分につき	<u>16,000円</u>
(4) 細菌			(4) 細菌		
ア 簡易なもの	1 検体につき	<u>2,540円</u>	ア 簡易なもの	1 検体につき	<u>2,500円</u>

改正後			改正前		
イ 複雑なもの	1 菌種につき	<u>2,030円</u>	イ 複雑なもの	1 菌種につき	<u>2,000円</u>
ウ 特に複雑なもの	1 菌種につき	<u>5,090円</u>	ウ 特に複雑なもの	1 菌種につき	<u>5,000円</u>
エ 特殊なもの	1 検体につき	<u>15,270円</u>	エ 特殊なもの	1 検体につき	<u>15,000円</u>
7 放射性核種			7 放射能核種		
(1) 簡易なもの	1 検体につき	<u>10,180円</u>	(1) 簡易なもの	1 検体につき	<u>10,000円</u>
(2) 複雑なもの	1 検体につき	<u>18,330円</u>	(2) 複雑なもの	1 検体につき	<u>18,000円</u>
(3) 特に複雑なもの	1 検体につき	<u>43,790円</u>	(3) 特に複雑なもの	1 検体につき	<u>43,000円</u>
8 医薬品等			8 医薬品等		
(1) 定性分析			(1) 定性分析		
ア 簡易なもの	1 成分につき	<u>1,010円</u>	ア 簡易なもの	1 成分につき	<u>1,000円</u>
イ 複雑なもの	1 成分につき	<u>2,030円</u>	イ 複雑なもの	1 成分につき	<u>2,000円</u>
ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>3,050円</u>	ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>3,000円</u>
エ 特殊なもの	1 成分につき	<u>5,090円</u>	エ 特殊なもの	1 成分につき	<u>5,000円</u>
(2) 定量分析			(2) 定量分析		
ア 複雑なもの	1 成分につき	<u>5,090円</u>	ア 複雑なもの	1 成分につき	<u>5,000円</u>
イ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>13,240円</u>	イ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>13,000円</u>
(3) 細菌			(3) 細菌		
ア 簡易なもの	1 検体につき	<u>2,540円</u>	ア 簡易なもの	1 検体につき	<u>2,500円</u>
イ 複雑なもの	1 検体につき	<u>5,090円</u>	イ 複雑なもの	1 検体につき	<u>5,000円</u>
9 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表（以下この項において「点数表」という。）に定めのあるもの	点数表その他法令等による算定方法により算定した額の8割に相当する額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		9 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表（以下この項において「点数表」という。）に定めのあるもの	点数表その他法令等による算定方法により算定した額の8割に相当する額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	
10 その他	1の項から9の項までに定める種別及び金額を参酌して市長が定める額		10 その他	1の項から9の項までに定める種別及び金額を参酌して市長が定める額	